

留意事項

- 特別養護老人ホームは福祉施設であるため、常時、医療的ケアが必要な方については、入所が困難なことがあります。
- 複数の特別養護老人ホームを希望した場合、その内の一つから入所可能との連絡を受けたにも関わらず、ご本人やご家族のご事情で辞退されますと、その他の希望した特別養護老人ホームへの申し込みも無効となります。希望先は、事前に十分にご検討ください。引き続き入所を希望される場合は、あらためてお申し込みください。
※施設に関する詳細は、各施設ホームページや「とうきょう福祉ナビゲーション 東京都福祉サービス第三者評価」等をご参照ください。
- 申し込まれた後で、区外に転居された場合、または、区内区外を問わず特別養護老人ホームに入所された場合は、申し込みを取下げたものとして扱います。
- 特別養護老人ホームに入所した場合は、見守りキーホルダー登録が廃止となります。

申し込みから入所までの流れ

申し込み

- 申込場所 地域包括支援センター・地域福祉課・介護保険課
- 提出書類 大田区特別養護老人ホーム入所（変更）申込書
大田区以外の被保険者である場合は、介護保険被保険者証の写し

優先度評価

- 区が、入所の必要性について申込書をもとに優先度評価を実施します。優先度評価の点数表は右のページをご覧ください。
- 区から評価の結果を発送いたします。
(7月優先度評価:8月上旬、11月優先度評価:12月上旬、3月優先度評価:4月上旬)

入所

- 入所を希望する特別養護老人ホームが、男女別構成、ユニットケアなどの施設の特性、ご本人等の意向を考慮し、優先順位の高い方から入所者を決定します。
- ご希望された施設の中で最初に入所の順番が来た施設の担当者から直接、電話にて連絡がいきます。